

2021年8月7日

BCP対策本部

まん延防止等重点措置/緊急事態宣言適用時の対応について(特養/GH)

①ガラス越し面会/WEB面会について

《ガラス越し面会》

- ・緊急事態宣言発令地域に在住の方は対象外とさせていただきます。
- ・愛知県に緊急事態宣言が発令された場合は、その期間のガラス越し面会を中止します。

《WEB面会》

- ・LINE面会(施設外)について、まん延防止等重点措置適用、緊急事態宣言発令に関係なく通常通り実施します。
 - ・緊急事態宣言発令地域に在住の方は、FaceTime(施設内)面会の対象外とさせていただきます。
 - ・愛知県に緊急事態宣言が発令された場合は、その期間のFaceTime(施設内)面会を中止します。
- ※ご家族のFaceTime(施設内)面会の実施場所は、ガラス越し面会(入居者側)の実施場所とさせていただきます。

②看取り面会について

《段階①》

- ・まん延防止等重点措置適用地域、緊急事態宣言発令地域に在住の方は対象外とさせていただきます。
- ・愛知県にまん延防止等重点措置、緊急事態宣言が発令された場合は、その期間は中止させていただきます。

《段階②》

- ・緊急事態宣言発令地域、まん延防止等重点措置適用地域に在住の方も対象とします。
- ※居室内に簡易陰圧機を設置します。
- ※マスク、ガウン、手袋は居室内においても着用していただきます。
- ※居室内での飲食は禁止させていただきます。
- ※緊急事態宣言発令時の面会時間等の制限については個別にご案内させていただきます。

以上